

教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ 議論のまとめ（案）

令和 8 年〇月〇日

第 1 部 「新たな評価」の基本的考え方

1. 高等教育機関に対するこれまでの質保証の考え方と課題

- 高等教育機関は、学校教育法で規定されたそれぞれの目的を達成するため、世界水準の教育研究の推進や、地域における人材育成、産業振興の貢献等、様々な活動を行っている。予測不可能な時代にあって、学生一人一人が自らの可能性を最大限に発揮するとともに、多様な価値観を持つ人材が協働して社会と世界に貢献していくことができるようにするためには、「何を学び、身に付けることができるのか」という学修の成果を中核に据えた学修者本位の教育を更に発展させる必要がある。
- 我が国の高等教育における質保証・向上システムは、大学設置基準等に基づく設置認可審査、設置計画履行状況等調査、自己点検・評価、認証評価、情報公表等によって構成されており、これに加えて、学校法人運営の状況を確認する学校法人運営調査が行われるほか、継続的な質的向上と社会への説明責任を果たすため、中期目標・中期計画の達成状況の評価を行う国立大学法人評価や、公立大学法人評価が実施されているところである。
- 特に、認証評価は、各高等教育機関が、日本の高等教育機関としての質と水準を有していることを保証し、その向上を図り、十分にその機能を果たしているかを定期的に確認し、評価結果の公表をもって社会からの信頼と支援を受け、各高等教育機関が評価結果を踏まえて自己改善を行っていくことを目的に、高等教育の質保証・向上の中核として、平成 16 年度から実施されている。
- 認証評価が導入されてからの 20 年間で、各高等教育機関における適切な自己点検・評価の実施及び定着、評価結果を活用した改善、内部質保証システムの導入が進んでいる。これらは、各高等教育機関の努力と、認証評価機関におけるさまざまな改善や工夫の結果であり、高等教育機関の改革を支える役割を担ってきた。
専門職大学等及び専門職大学院の分野別認証評価においては、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況についても評価を行ってきたこと、特に法科大学院については詳細で多岐にわたる評価を実施することを通じて、教育水準の向上を支えてきた。
- なお、現在の認証評価制度は、米国を参考にしながら、国が認証した認証評価機関が、学校教育法第 110 条第 2 項に規定する認証の基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（以下、「細目省令」という。）を踏まえて作成した大学評価基準に基づき、「適合」「不適合」の判断を行い、高等教育機関に対していわゆる「アクレディテーション」を行ってきたところである。

ただし、米国は、国による設置認可が行われておらず、外部の評価機関がそれぞれに定める基準に照らして適合しているか、また、継続的に適合しているかという観点から各評価機関がアクレディテーションを行っている。この点、我が国の場合は、大学設置基準等に則って大学設置・学校法人審議会の審査を経て、大学設置認可が行われているため、国が高等教育機関としての適格性を判断している。その上で、国が定める大学設置基準等を踏まえた細目省令に基づき大学評価基準により第三者が評価する仕組みとなっていることを鑑みれば、米国の第三者評価制度と我が国の第三者評価制度は大きく異なる点には留意する必要がある。

- 認証評価制度は制度構築から20年が経過して、これまでの中央教育審議会の答申等でも課題や改善の方策が指摘されている¹。改めて、本ワーキンググループでは、これまでに、認証評価を行っている機関別認証評価機関及び分野別認証評価機関、認証評価を受審する高等教育機関の各種団体、高等学校関係団体、経済団体から対面若しくは書面によるヒアリングを実施したところである²。そこでの意見や委員間での議論も踏まえ、認証評価の現状と課題については、以下のように整理される。

① 現在の認証評価が果たすべき社会的機能を再考する必要があるのではないか

- ・現在の認証評価は、高等教育機関の自己改革・自己改善を促すことを主眼として、各機関の内部質保証システムが機能しているかどうかを中心にチェックしてきた。しかし、社会（高校生、高校教員、企業、世論等）からは高等教育機関で行われている「教育の質」を明示することを期待されているとの指摘がある。多様な高等教育機関の目的に応じ、入学後にどの程度学生を成長させることができたのかといった付加価値こそが「教育の質」であり、人口減少が進む中、こうした「教育の質」を可視化することが非常に重要である。そのため、学生一人一人の能力を最大限に高めるという高等教育機関の本来の目的を達成するために各機関が取り組んでいる内容とその成果を明確に提示し、社会からの理解と支持を得るために、「教育の質」に一層重点を置いた評価手法への転換

¹ 近年では、「認証評価制度の充実に向けて」（審議まとめ）（平成28年3月18日大学分科会）、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）、「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」（令和4年3月18日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会）において、課題や改善の方向性が示されているところである。また、2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議 審議まとめ（令和8年2月19日）においても「新たな評価の在り方」として検討に当たり留意すべき事項が指摘されている。

² 本ワーキンググループでは検討に当たり、機関別認証評価機関5機関にヒアリングに参加いただくとともに、分野別認証評価機関8機関から書面により意見を提出いただいた。また9つの高等教育関係団体からもヒアリングに参加いただくとともに、中村委員を通じて一般社団法人日本医学教育評価機構(JACME)の医学分野の評価の現状も報告いただいた。併せて、法科大学院を除く専門職大学院計113大学138専攻にアンケート調査を行い、90の専攻から回答をいただいた。その他、全国高等学校校長協会、日本私立中学高等学校連合会、一般社団法人日本経済団体連合会、一般社団法人新経済連盟、日本商工会議所、公益社団法人経済同友会といった認証評価機関や高等教育関係団体以外からも幅広く意見を聴取させていただいた。

を図るべきではないか。

- ・高等教育機関の多様性・個性や特性は尊重されるべきである。他方、現在の認証評価において、高等教育機関の質と水準の保証・向上を図る評価基準や評価結果にばらつきがあることは、外部から見た際のわかりづらさに繋がっているのではないかと指摘がある。したがって、評価の客観性・公平性をより高めるとともに、特に国際通用性のある評価基準との整合性も引き続き担保するべきではないか。
- ・評価結果についても、関係の各種ウェブサイト等に公表されているが、評価機関によってそれぞれ項目や表現が異なることで外部から見てわかりづらいという指摘がある。また、教育実施に係る学内プロセスについての詳細な記述による評価報告書は、高等教育機関が自らの質を保証し、その向上を図る際には重要なものであるが、第三者からは読みにくく、それゆえに社会から十分認知されていないのではないかと指摘がある。

② 評価に当たり、評価者・被評価者双方への負担が重く、そのインセンティブを感じづらいのではないか

- ・現在の認証評価を受審することが高等教育機関の内部質保証に活かされているという意見がある。その一方で、既に教育の質向上のために様々な取組を行っている高等教育機関においては、改めて細かい規程や制度の整備の有無を確認されることや、評価によって得られる具体的な効果の実感がなかつたりするなど、十分な動機付けがなされていない評価業務となってしまっているとの指摘がある。さらには、学生への教育や研究等に費やす時間と労力を割いて様々な調査で同じ情報・項目を収集・整理・提供したり、異なる目的で同様の項目について評価を受けていたり、法令適合性などの確認事項が多いことも指摘されている。このような状況が評価業務に対して「徒労感」が生じさせ、それが「負担感」が生じているのではないか。
- ・機関別認証評価と分野別認証評価の評価サイクルが異なる³とともに、評価に係る作業に重複がある点など、評価に伴う大学の負担が増加しているのではないかと指摘がある。受審負担の軽減を図りつつ、実効性のある制度へと転換していくことが求められるのではないか。
- ・分野別認証評価においては評価分野の細分化や学会の不存在等を理由に持続可能な評価を行うことが困難な状況になっているとの指摘もある。

③ 認証評価を通じた内部質保証の意識を大学内で十分に共有できていないのではないか

認証評価結果は内部質保証に活用し、高等教育機関全体の改革・改善に活かすことが期待されており、実際にこれまでも機関全体の改革につながっている面もある。しかしながら、個々の学部・学科（以下「学部等」という。）のレベルにおいても学生の学びと成長に寄与するカリキュラム改善までに至っているかどうかという観点から、必ずしも十分とまでは言えないのではないか。

³ 学校教育法第109条及び同法施行令により、機関別認証評価と分野別認証評価においては、それぞれ7年以内毎と5年以内毎に実施する必要があるとされている。

2. 改革の方向性

○ 令和7年2月の中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」(以下、「知の総和答申」という)では、我が国の最も重要な課題として少子化を指摘した上で、高等教育が目指す姿として、「知の総和」を向上させることを掲げた⁴。「知の総和答申」においては、18歳人口は2034年度までは100万人を維持するが、2040年度までの6年間で74万人まで急減するとされており⁵、大学進学者数は約3割減少することが見込まれている。こうした急速な少子化の中で、社会・就業構造を踏まえながら、地域の医療、福祉、産業、インフラ等を支える人材を確保することがこれまで以上に必要となる。この「知の総和」の向上を実現するためには、高等教育機関の多様性の確保を図った上で、学生一人一人が能力を最大限高めていくことが必要であり、教育研究の質の保証・向上を通じて高等教育の機能強化を図ることが求められている。

○ 我が国は、少子化の他にも国際競争の激化、AI技術の更なる進化などに伴う社会・産業構造の転換を通じて地域や職種の就業構造の変化など様々な課題・変化に直面し始めている。そのような課題や変化に対して柔軟に対応し、主体的に課題解決に取り組み、新たな価値を創造できる人材が必要であり、高等教育機関の役割は非常に大きく、社会からも期待されている。何よりも、この不透明な時代を生きる学生が自らの可能性と学びの伸長を実感でき、『学び続けること』こそが価値である」と共有できる社会を実現できることが重要である。

学生が生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を身につけ、学生自身が学修成果や成長を実感できるよう、高等教育機関は、学生の学修時間の増加・確保を伴う学生の主体的な学びの確立や、学生の学ぶ意欲を醸成し、その成長を後押しするよう、その「教育の質」を不断に見直し、学修者本位の教育を行うことが必要である。

○ このような不断の見直しを行うためには、高等教育機関が、自律的な組織として社会からの期待・信頼を得るべく、その使命や目的の実現に向けて自らが行う活動について継続的に点検・評価し、質を保証するとともに、絶えず改善・向上に取り組む、いわゆる内部質保証の取組は必要不可欠であるとともに、外部の視点から、改善・向上を促していくことも必要である。

また、現状においては、高等教育機関の「教育の質」によって社会的な評価や進学先

⁴ 「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～(答申)(令和7年2月21日中央教育審議会)において、「知の総和」は、人の数と、人の能力の掛け合わせで決まる。高等教育機関は、未来を担う人材の育成や、社会の新たな価値の創出に欠かせない役割を果たしており、教育と研究の機能をこれまで以上に強化することによって社会に貢献しながら、「知の総和」を向上する中心的な役割を果たすことが求められる。」とされている。

⁵ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計(令和5年推計)」の出生低位・死亡低位を基に推計。これは、令和2年までの実績値を基に令和2年10月1日現在の男女別年齢各歳別人口を基準人口として将来人口の推計を行っている。

の選択が行われているかは必ずしも明らかではない。この点において、全国的には知名度が必ずしも高くないものの、地域の医療・福祉・産業等を支えるために教育活動に精力的に取り組み、学生の成長を促している地方の高等教育機関があることを忘れてはならない。そのため、各機関の「教育の質」が社会から適切に評価される仕組みを実現し、学生や社会に広く訴求させることで、高等教育機関の自律的な改善・向上の取組の後押しにつなげていくことが重要である。

したがって、内部質保証と認証評価をはじめとする第三者評価が相補的に関わることで、新たな高等教育の質保証・向上システムの構築の実現を図っていくべきである。

- 上記の課題及び「知の総和答申」の提言内容を踏まえて、以下の方向性で、現在の認証評価制度をはじめとした第三者評価の改革を行い、「新たな評価」制度を構築する。なお、「新たな評価」制度の構築に当たっては、その趣旨や内容を踏まえ、高等教育機関が受審している様々な評価を整理すべきである。

(1) 学修者本位の教育を引き出す評価制度の構築

「知の総和答申」において示されたように、学生一人一人が能力を最大限に高めていくためには、各高等教育機関における「教育の質」の向上を図っていくことが必要である。また、認証評価が有する社会的機能を踏まえれば、大学設置基準等の法令適合性や、高等教育機関として求められる教育環境水準、教学に係るシステムを含む内部質保証システムの確認は、我が国の高等教育機関としての適格性を判断する観点から、引き続き重要である。

その上で、「新たな評価」においては、認証評価を基盤としつつ次の観点から評価を行うべきである。

- ・ 第一に、高等教育機関が自ら掲げる養成すべき人材像、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）を基盤とする教育プログラムの成果
- ・ 第二に、当該教育プログラム⁶を通じて、学生が在学中にどのくらい成長したかについて、学生自身の成長実感やステークホルダーによる評価等により可視化されているか
- ・ 第三に、これらの結果を踏まえ、各高等教育機関において教育改善が進められているか

⁶「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」（令和5年4月27日教育未来創造会議）において、「デジタルバッジの活用等により、学位やマイクロ・クレデンシャルの国際通用性の観点も含めた電子化を促進する」ことが提言されるなど、社会・経済活動のニーズに対応したリカレント教育を推進する観点から、個別の単位に分けて学修するマイクロ・クレデンシャルの提供等の必要性が指摘され、文部科学省においてもオンライン教育プラットフォーム「JV-Campus」を活用し、国内外へマイクロ・クレデンシャルを認証・発行する体制の整備を進めている。本ワーキンググループでは、新たな評価は学部・学科単位を切り口にした学位における教育プログラムを想定しているが、マイクロ・クレデンシャルの評価の在り方も必要に応じて検討する。

そして、この「新たな評価」を通じて、高等教育機関としての最低限の質を保証するとともに、各高等教育機関における「教育の質」の向上を図っていくことが求められる。

（２）社会に開かれた高等教育機関の質保証及び質向上の実現

これから迫りくる少子化という社会情勢、将来の予測が困難である VUCA⁷といわれる時代においては、高等教育機関はこれまで以上に自律的な改革・改善を行い、自らが行う教育活動に対して社会からの理解と支持を得ることが求められる。

また、「新たな評価」の結果が、高等教育機関へ進学を希望する高校生や社会人等が進学先を選ぶ際の判断の契機になったり、高等教育機関と産業界や地域社会との連携の促進に活用されたりすることで、各高等教育機関の更なる改革・改善につながることも期待できる。

そのためにも、「新たな評価」結果が社会に広く認知され、活用されるべく、各高等教育機関による積極的な情報公表はもとより、「新たな評価」の結果やその他必要な情報が、社会に理解されやすい形で公表される仕組みを構築する。

（３）持続的かつ効果的な評価の実現

高等教育機関側・評価機関側の双方において、「徒労感」とそれが原因による「負担感」が生じているとの指摘が多い。また、「知の総和」の実現に向けては、高等教育機関における「教育の質」の向上が必要である一方、その可視化は必ずしも十分とはいえず、評価を通じて「教育の質」を明らかにしていくことが求められている。こうした状況を踏まえ、これまでの認証評価における評価項目を「教育の質」を評価するために真に必要な項目に厳選するなど、評価制度の抜本的な見直しを図る。

評価の手续についても、デジタル化を進め、評価に用いる各種データについて一括管理できるようなデータプラットフォームを構築することで評価事務手续の簡素化・効率化を図る。

また、評価すべき項目や収集する情報等が重複する類似の制度がある場合には、整理・統合を図る。

以上の改革の方向性を踏まえた上で、現在の認証評価制度の見直し等を通じた「新たな評価」制度の構築に向けて、

- ① 評価対象【評価する単位・対象はどこか】
- ② 評価の視点【何を評価するのか】
- ③ 評価の手續【どのように評価するのか】

⁷ VUCA とは、Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）Ambiguity（曖昧性）の頭文字を取った造語である。

- ④ 評価の主体【誰が評価するか】
- ⑤ 評価結果の公表・活用【評価結果をどのように公表・活用するのか】

の論点ごとに本ワーキンググループにおいて、まずは学部等を中心に検討を行った。

なお、高等教育機関の中で大学院（専門職大学院も含む）については、創造性豊かな優れた研究開発能力を持つ研究者等の養成と高度な専門的知識・能力をもつ高度専門職業人の養成など、急速に変化する時代をリードする人材の育成の中核となることが期待されている。近年の国際的な競争環境が年々高まる一方で、前述したように18歳人口が減少する中において、大学院で高度な教育を受けた修士・博士人材や専門職大学院の専門職学位人材が高度で多様なフィールドで活躍する社会の実現は欠かせない。そのためにも大学院の研究機能の強化と併せて、各研究科の「教育の質」を担保し、優れた教育の取組及びその成果の可視化を図ることを通じて、大学院教育の価値を広く社会や学生、将来的な大学院進学者に明示していくことが必要である。

そのため、大学院教育の在り方や制度について専門的な調査・審議を行う大学分科会大学院部会において、評価の視点を中心に検討が進められており⁸、今後、その方向性を示し、「新たな評価」の全体像に組み入れていくこととする。

⁸ また、法科大学院における評価の在り方については、分野別認証評価の細目省令の構成等これまで他の分野からは独立して評価の仕組みが整備されてきた経緯も踏まえ、大学院部会の議論を踏まえ、別途法科大学院等特別委員会で検討する。

第2部 「新たな評価」制度の基本的枠組み

1. 評価対象【評価する単位・対象はどこか】

～ 学部等の「教育の質」の評価を重視する制度への転換

- 高等教育機関は、その教育研究の水準を因るため、教育研究、組織運営及び施設整備の自己点検及び評価を行い、その結果を公表している⁹。
その上で、現在の認証評価は、大学等の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の総合的な状況の評価する機関別認証評価と、専門職大学等又は専門職大学院を置く大学について、その課程に係る分野について評価する分野別認証評価を受審している。
- これまで機関別認証評価は、高等教育機関全体の内部質保証システムの構築に一定の成果を挙げてきたところである。一方で、高等教育機関の教育研究の基本的組織である大学・専門職大学の学部、短期大学・専門職短期大学・高等専門学校¹⁰の学科及び大学院・専門職大学院の研究科¹⁰ごとの「教育の質」を評価し改善につなげる観点では、必ずしもその成果は全ての学部等にまで及んでおらず、高等教育機関の果たすべき大きな役割である「教育の質」の向上に向けた取組に十分につながっていないのではないかと指摘もある。
- 学部等は専門分野ごとに組織され、教育内容や教育方法もその専門分野によって差異があると同時に、高等教育機関によっては学部等によって所在地が異なる場合もあるなど、教育研究の基本組織として学部等を単位とした教育活動が行われているのが現状であり、学修者本位の観点に基づき学生の教育の実態を明らかにするには、学部等単位で評価を行っていく必要がある。このような実情も踏まえ、今回、「新たな評価」において「教育の質」について評価を行うに際し、養成すべき人材像や卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）等に照らして学生が必要な学修成果を上げられているかという点を可視化し、それに基づき、教育成果が挙げられているかという点に重きを置いた評価への見直しが必要である。
- そのためには、機関全体として必要な体制を整備し、目指すべき方向性に向け、自己点検と改善を進めていくことと併せて、現在の高等教育機関における教育研究の基本組織である学部等の教育活動についても自己点検と改善に取り組み、その点を確認、評価していくことが重要である。したがって、「新たな評価」制度においては、まず、機関全体における、大学の教育研究、組織運営及び施設整備の状況を確認する。
- その上で、高等教育機関は、養成する人材像や卒業認定・学位授与の方針（ディプロ

⁹ 学校教育法第109条第1項（高等専門学校については同法第123条で準用されている）

¹⁰ 本報告書で「学部」とあるものは大学・専門職大学の学部を指し、「学科」とあるものは短期大学・専門職短期大学・高等専門学校の学科を指し、「研究科」とあるものは大学院・専門職大学院の研究科をさす。

マ・ポリシー) が掲げられている単位としての学位プログラムごとに自己点検・評価を行うことを前提とするが、「新たな評価」において「教育の質」の保証・向上の状況は、学位プログラムを念頭に置きつつ、学修者により近い単位である学部等を切り口にして、高等教育機関で行われている教育活動について法令等で求められている水準が保証され、学生一人一人の能力を最大限高めるための取組を行い、教育成果につながっているかという観点から評価を行うよう制度の転換を図る。

2. 評価の視点【何を評価するか】

(1) 評価の基準・項目

～内部質保証システム及び学修成果と改善、項目及び指標の共通化

- 現在の認証評価においては、法令適合性や高等教育機関として求められている教育環境水準や教学に係る規程やシステムの有無を判断することで内部質保証システムの構築を評価している。内部質保証システムの構築は、各機関の「教育の質」を保証するうえで必要不可欠であるとともに「教育の質」の向上の基盤であることから、引き続き、その確認・評価を行っていくことは必要である。
- したがって、「新たな評価」においても、高等教育機関が、法令や社会的倫理に則って自律的な組織として運営され、教育研究、組織運営及び施設整備それぞれの観点から継続的に点検・評価しているか、主体的に改善・向上に向けて取り組んでいるか、また、それが適確に機能しているかについて、評価機関において確認すべきである。
その上で、進学者は学びたい学問分野を前提に高等教育機関を選択している傾向があることから、その高等教育機関全体の評価ではなく、学部等の「教育の質」を評価した結果を提示することが重要である。そのため、各学部等の教育目標たる、養成する人材像や卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）等に照らして学生が必要な学修成果を挙げられているかを可視化し、教育改善へ活用できているかという点、また、教育活動を通じて教育成果を挙げられているかという点を評価の中心に据え、この観点からの評価に注力する評価制度を構築する。
- その際、評価機関が高等教育機関全体を評価する項目としては、財務状況や経営環境ではなく、社会からより注目・期待されている高等教育機関としての学生への教育の実践や支援の状況、教育研究環境に関して、学部等の組織と有機的な連携が図られ、全学的な調整・支援が適切に行われているかという点に精選することとし、評価機関は以下の基準に沿って評価を行うこととする。

大学全体の評価基準

(評価基準①) 大学組織の社会的信頼に関すること

(評価基準②) 全学的な内部質保証システムに関する手続及び体制に関すること

(評価基準③) 大学の目指すべき方向性に向け、点検・評価、その結果に基づく改善を行い、内部質保証が図られていること

- 高等教育機関が、機関全体の評価を通じて、上記の基準を十分満たしていないと評価機関に判断された場合には、学部等の評価を行わず、高等教育機関として自己改善を行うことが求められる。その一方で、場合によっては学部等の評価の状況も加味することもあり得ることから、評価機関においては、機関全体の評価と学部等の評価を有機的に行うことが期待される。

- 学部等の評価においては、実践されている「教育の質」を
 - ① 行われている教育活動が法令等で求められる水準に達しているなど適格に保証できているか（質保証の視点）
 - ② 学生一人一人の能力を最大限高めるために教育活動の水準を向上させ、教育成果につながっているか（質向上の視点）
 という2つの視点から評価機関は評価していくこととする¹¹。

- なお、学位の種類によって法令等で求められる水準が異なる場合や学部等に基づく学位分野の独自性や国際水準の基準と照らして、基準等の追加等は可能とするが、その場合においても、全ての評価機関において同一の基準となるよう調整がなされる必要がある。

ア 質保証の視点

- 「質保証の視点」については、基本的には法令等で求められる水準を基準としているものであることから、原則として全ての評価機関が同一の基準に基づいて評価すべきである。
- 各学部等の自己点検評価書・根拠資料をもとに、以下に示す4つの評価の基本的な方針のもと、7つの評価基準、15の評価項目について、法令等で高等教育機関として求められる水準に達しているかを厳格に判断する。

- I. 明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表
 - （評価基準①）大学の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」を適切に定め、社会に分かりやすく掲げていること
 - （評価項目 a）大学の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」が適切に定められ、示されていること
 - （評価基準②）「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力を「卒業認定・学位授与の方針」において示されていること
 - （評価項目 a）「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力が「卒業認定・学位授与の方針」で示されていること
- II. 「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための教育課程・教育研究体制

¹¹ 本ワーキンググループの審議のまとめで記載した質保証の評価基準や評価項目、質向上の評価の基本的考え方を踏まえ、評価を行う上での視点や判断例等も併せて本ワーキンググループで検討を行いまとめたところである（後述別添）。今後、「新たな評価」を実施していくに当たり参考にされることを期待する。

(評価基準①)「教育課程編成・実施の方針」に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること

(評価項目 a)「卒業認定・学位授与の方針」と整合性がある「教育課程編成・実施の方針」が策定されていること

(評価項目 b)「教育課程編成・実施の方針」と「卒業認定・学位授与の方針」に基づく学修成果の評価を多面的に行う考え方が策定されていること

(評価項目 c)「教育課程編成・実施の方針」に則して教育課程が体系的に編成され、ふさわしい授業科目を開設していること

(評価項目 d) 授業を担当するにふさわしい資質・能力を有している教員及び指導補助者が授業担当として配置されていること

(評価項目 e)「教育課程編成・実施の方針」に照らして、入学段階で身につけていることが求められる資質・能力等やその評価・判定の基準を示す「入学者の受入れ方針」が適格に定められ、当該方針を踏まえた入学者選抜方法が明確に示されていること

(評価基準②) 施設設備、学生支援体制など教育環境・体制が整備されていること

(評価項目 a) 学修支援に関する大学としての方針に基づき、学修支援に必要な情報を学生が確認できていること

(評価項目 b) 学修環境が整備されているとともに、必要な情報を学生が確認できていること

III. 学生の学修成果の適切な把握と評価

(評価基準①)「卒業認定・学位授与の方針」に沿って厳格な学位授与を行うために、学生の学修成果について適切に把握と評価を行っていること

(評価項目 a) 卒業認定の基準、判定方法、体制等を明らかにしていること

(評価項目 b) 授業の単位認定が適切に行われていること

(評価項目 c) 卒業時の「卒業認定・学位授与の方針」の到達度に関して、「何を学び、身に付けることができたのか」を多面的な方法により評価していること

(評価基準②) 在学中の学修成果の結果が大学・学部の掲げる「養成する人材像」につながっていること

(評価項目 a)「養成する人材像」を実現するために必要な「卒業認定・学位授与の方針」に示されている資質・能力を身に付けた学生を社会等に輩出できていることを明らかにし、社会的に示していること

IV. 学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善

(評価項目①) 学修成果の可視化によって得られた結果を、教育改善に活用していること

(評価項目 a) 教育改善のための体制が構築されていること

(評価項目 b) 様々なステークホルダーの意見を通じて定期的に点検・評価し、改善・向上を図っていること

イ 質向上の視点

- 日本の高等教育機関は、世界的な研究・教育の拠点を目的とするものから、地域社会を支える職業人養成を目的とするものなど、多様な目的を有していることを考慮する必要がある。各機関が基本的には学部等ごとに、建学の精神や養成する人材像を踏まえて策定された「卒業認定・学位授与の方針」を定めている。そのため、大学等の様々な教育活動を通じて、一人一人の学生が学位プログラムを通じて得た自らの学びの成果（学修成果）の把握も含め、「卒業認定・学位授与の方針」で掲げる資質・能力を備えた学生を育成できているかを「教育成果」としてとらえ、様々な根拠やデータを組み合わせて「教育成果」を明確に挙げているかを評価する。
- 評価に当たっては、在学中、学生一人一人が知識・能力をどの程度身につけたかという学修成果を可視化する取組が重要になる。これまでアンケート等、学生の自己評価を通じてエビデンスを得る間接評価が中心であったが、学修成果の評価は、第一義的には学生の知識や能力の表出に伴う直接評価によって行われることを受け、直接評価と間接評価の双方の観点で学修成果の可視化を行うことが求められる。直接評価に関しては、標準試験、ポートフォリオ、ルーブリックを用いた卒業論文等の評価、授業成績に基づく卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の達成度の評価、プロジェクト・ベースト・ラーニングなどプロジェクト学修の成果の把握などの取組が高等教育機関でも始まっているところであり、そのような取組が学修成果を十分可視化できているかを検証しながら、どのような評価手法が効果的であるか各高等教育機関で検討していくことが必要である。これらの可視化の取組を通じて高等教育機関はそれぞれの「教育成果」を明らかにしていくことが重要である。

なお、間接評価に関しては、本格実施する「全国学生調査」¹²において、「新たな評価」の趣旨に即した質問項目を設定し、その結果を評価に活用していくべきである。

「教育成果」を把握するにあたっては、「卒業認定・学位授与の方針」に示されている資質・能力を身に付けた学生が社会や地域で貢献していることは、高等教育機関として社会の信頼や期待を応える意味でも重要な要素であり、在学中の学生の学修成果だけでなく、こうした観点も「新たな評価」を通じて広く明らかにしていくことが求められる。

¹² 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）においては、学修者本位の教育へ転換を図るとともに、各大学が教育成果や教学に係る取組状況等の大学教育の質に関する情報を把握・公表していくことの重要性を指摘する一方、「社会が理解しやすいよう、国は、全国的な学生調査や大学調査を通じて整理し、比較できるよう一覧化して公表すべき」と提言されたことを受け、令和元年度から施行実施してきており、令和7年度から本格実施している。

- そのほか、各高等教育機関が「教育の質」の向上につなげていくためにも、優れた取組についても積極的に評価できる仕組みにするように留意することも重要である。

学部間連携の取組や教養教育など学部等という枠を超えて行われる当該機関全体の取組や学部等横断の取組も重要な教育活動であり、学生の視点から見れば、学部等が提供する教育も、学部等横断で行われている教育も同じ機関で受ける教育であることには変わりはない。「新たな評価」ではそれらの取組が各学部等における「卒業認定・学位授与の方針」の達成、学生の成長にどのように寄与しているかという観点から適切に評価すべきである。

- この点、高等教育機関は、社会に変革をもたらす研究成果を創出するなど社会貢献も重要な役割を担っている。研究については、各プロジェクトや競争的研究費の審査を通じて、研究チームや個々の研究者に対して評価が行われているところであるが、高等教育機関における「教育と研究の往還」という視点は重要であるため、「新たな評価」においては、研究力やその成果が教育に還元できているかを留意すべきである。

- また、認証評価制度以外にも、大学の自主的な取組として、国際的な評価機関による評価を受審している場合¹³や教育プログラム単位の国際的な認証等¹⁴がある場合については、国際的な評価基準に基づいて、教育内容や体制が審査されるため、世界で通用する「質の高い教育」を提供していることの客観的な根拠になり得ることから、質向上の視点から評価すべきである。

（２）「新たな評価」制度導入における卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）等の再検証

「新たな評価」制度においては、各高等教育機関が将来を見据えた養成すべき人材像を掲げ、社会にそのような人材を輩出するために、学生が在学中にどのような資質・能力を身につけることができたかを評価することになることから、適切な卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の設定が求められる。また、産業構造の変化や新たな技術の発展などを踏まえて、高等教育に求められる人材像も常に変化していることから、「新たな評価」制度を実施するに際し、各高等教育機関は自らが掲げる養成すべき人材像と卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を、地域のニーズや社会の要請及び国

¹³ 例えば、ビジネススクールについては、AACSB（The Association to Advance Collegiate Schools of Business）、EQUIS（European Quality Improvement System）、AMBA（The Association of MBAs）といった国際認証機関によって国際認証が行われているほか、医学教育については、日本医学教育評価機構（JACME）において、世界医学教育連盟（WFME）の国際基準を踏まえた評価が行われている。

¹⁴ 例えば、日本技術者教育認定機構（JABEE）は、技術者教育認定の世界的枠組みであるワシントン協定などの考えに準拠した技術者を育成する教育プログラムを認定している。

際的な要請に照らしつつ、各機関の教育理念に基づき、「学生が何を学び、どのような力を身に付けることができるのか」「学修成果として可視化するものとなっているか」について改めて検討し、具体的かつ十分なものとなっているか再検証すべきである。

3. 評価手続【どのように評価するか】

(1) 評価結果の在り方：わかりやすく、かつ、改善につながる段階別評価

- 現在の認証評価の「適合」「不適合」という評価結果については、ほぼ全ての高等教育機関が「適合」という判定を受けている。当然、高等教育機関を称する資格を備えるべく、各機関が必要な取組を行ってきた証左である。
- 大学をはじめとする高等教育機関の役割は、学生一人一人の可能性を広げ、その資質・能力を最大限伸ばすことによって、社会の発展の原動力となる人材を育成することである。しかしながら、各機関の「教育の質」によって社会的な評価や進路選択が行われているかは必ずしも明らかではなく、このような現状を打破するため、その学部等で実践されている「教育の質」をわかりやすく評価し、発信する必要性は高い。これにより、規模や地域性にかかわらず、丁寧に教育や学生支援を行うことを通じて、社会や地域で必要な人材を育成している高等教育機関が高く評価されることが期待される。
- また、学部等の「教育の質」の評価をわかりやすく発信することにより、各高等教育機関間で先進的な取組や課題を把握・共有しやすくなり、さらにそうした情報を参考にしながら、学生が学修の成果を実感できるよう、各高等教育機関における自己改革・自己改善の取組が進むことも期待される。
- そのため、現在の高等教育機関に対する「適合」「不適合」という、現在の評価機関の評価結果を、大学全体の評定に加えて、各学部等において段階別の評価結果を付すよう変更する。

具体的には、高等教育機関として求められている、質保証の基準に達していない学部等については「要改善」とし、質保証の基準に達しているもののうち、「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果が期待される学部等」「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を挙げている学部等」についてはより高く評価することとする4段階の評価とする。その際の評語については、例えば、星のような特定の記号の数など、高校生や企業等をはじめとした社会にとってわかりやすいものとするように検討する。

特に、「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を挙げている学部等」として評価をするに当たり、在学中の学生の成長度、社会から期待されている水準を超えた教育成果、単年度ではなく継続的に教育成果を挙げているかといった観点から段階別に評価を行っていくことを期待している。

また、大学全体の評価については、これまでは評価基準に適合しているか否かという結果を明示する観点から「不適合」という評定を付していたが、「新たな評価」においては大学全体の評価基準を満していない大学や、質保証の基準に達していない学部等を有する大学については、大学自らが改善しなければならないことを強調するため、「要改善」という評定を付すこととする。

- なお、段階別評価を行う際には、各高等教育機関の課題を追及・指摘するのではなく、各高等教育機関が自らの活動に対する自負を獲得するとともに、更なる高みを求めて自己改革を通じた「教育の質」の向上につながる評価（絶対評価）にすべきである。

（２）評価サイクル

- 評価のサイクルは、
 - ・ 現在、機関別認証評価は 7 年である一方で、分野別認証評価は社会の変化やニーズに対応していくために教育活動の点検・改善を図るために 5 年となっているが、今回の「新たな評価」制度は機関全体の点検・評価を行いながら、学部等の教育活動の評価を中心に実施することから、分野別評価の意義や機能に近づくこと
 - ・ 高等教育は学位の種類・学位の分野について様々であるが、医学等は 6 年制課程をとっていること
 - ・ 他の評価とのバランス（国立大学法人や地方公立大学法人の法人評価は 6 年）を踏まえ 6 年間を前提に、実施する評価機関の実情も加味して検討する。

（３）効果的な評価手続：データプラットフォームの構築と実地調査の在り方

- 評価業務を効果的かつ効率的に実施するために、高等教育機関、評価機関及び文部科学省が共有できるシステムとして、データプラットフォームを構築する。これは各評価機関がそれぞれデータプラットフォームを設けることとなるとデータ形式の統一化や整合性がとれず、管理コストが増加することになることを踏まえれば、大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報、高等教育機関の入学資格及び学位その他これに準ずるものに関する情報、大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を担っている独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に設置し、一元的に管理することが望ましいと考える。
- この点、データプラットフォームは、受審管理機能、大学等によるデータ入力機能、データ閲覧・評価支援機能、データ公表機能を一元的に備えているものにするべきである。特にデータ入力においては、全国学生調査の結果データなど、文部科学省が実施する調査の結果について、各大学に改めて入力を求めるのではなく、収集済みのデータを文部科学省が一元的にデータプラットフォームに入力することなどにより、大学側の作業負担の軽減を図るべきである。さらに、評価において必要となる定量的な確認については、自動計算機能等により代替することが考えられる。定性的な内容の確認についても、不足している情報等がある場合にアラートを表示する機能を設けることに加え、AI の活用も視野に入れながら、評価者・被評価者双方の負担軽減につながる評価支援が行われることが期待される。

- また、現在の認証評価においては、高等教育機関の自己評価書を基に書面審査と実地調査が行われており、これは細目省令において、認証評価機関の評価の方法に大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていることが認証要件として求められているためである。この実地調査は、教育現場や施設、関係者（学長、教職員、学生）へのヒアリングを通じて、書面だけでは確認できない「教育の質」や環境を客観的に評価し、実態を検証する重要なプロセスである。特に評価に当たり重要な判定を行う場合や、評価機関が社会に対してより丁寧な説明が求められる場合などは実地調査において、その実態を確認することが必要不可欠であり、「新たな評価」においても、実地調査を必要に応じて実施することが望ましい。

- この点、コロナ禍において実地調査の対面実施が不可能であった際には、各高等教育機関から提出された資料やデータ等から教育の実情を把握し、オンラインでの面談を効果的に活用することで、学生や教職員の声も取り入れながら評価を行ってきたところである。

このような経験を通じて、評価機関が書面調査やオンライン面談を行ったうえで、必ずしも対面での実地調査を行う必要がないと判断した場合には、対面での実地調査を行わなくても評価を可能とするような柔軟な運用を認めるよう改める。

- 「新たな評価」制度は、学部等ごとの「教育の質」を重視した評価を行うなど、これまでの認証評価から大きな変更になる。そのため、「新たな評価」を実施するまでに現行の認証評価機関や高等教育機関の協力も得つつ、試行的な評価を含め、必要な準備が行えるように、文部科学省は必要な支援を行うことが求められる。

4. 評価の主体【誰が評価するのか】

(1) 評価主体の在り方

○ 現行の認証評価制度において、文部科学大臣に認証を受けている評価機関は16機関ある。各機関がもつ専門性等を踏まえ、書面審査や実地調査、ヒアリング等を通じて、大学教員らを中心とした評価委員会による定性的評価（ピア・レビュー）を行っているところであり、これまで培った定性的評価等の経験については、「新たな評価」制度においても積極的に活かすべきである。

○ 特に、「新たな評価」制度においては、高等教育機関全体に対して、社会的信頼に関することと内部質保証が適格に行われているかを評価しつつ、学部等で実施している教育に対して質保証と質向上の観点の評価に注力するよう大きな変更を図っていくことになる。この点、学部等で行われている「教育の質」を評価し、社会に対して評価結果を公表していくのであれば、その専門性が近い、つまりは同じ学位の分野単位でのピア・レビューを行うことを基本とすべきである。

したがって、「新たな評価」の学部等の評価においては、以下の学位の分野¹⁵を踏まえて実施できるよう、評価機関はその体制を整えることが求められる。

①文学関係 ②教育学・保育学関係 ③法学関係 ④経済学関係 ⑤社会学・社会福祉学関係 ⑥理学関係 ⑦工学関係 ⑧農学関係 ⑨獣医学関係 ⑩医学関係 ⑪歯学関係 ⑫薬学関係 ⑬家政関係 ⑭美術関係 ⑮音楽関係 ⑯体育関係 ⑰保健衛生学関係（看護関係） ⑱保健衛生学関係（リハビリテーション関係） ⑲保健衛生学関係（看護関係及びリハビリテーション関係以外） ⑳法曹養成関係 ㉑教員養成関係

○ この点、評価機関は必要な評価員を確保することになるが、「新たな評価」制度を円滑かつ実効的に行っていくために、どのような評価体制を採るかについては各評価機関の実情を踏まえた上で、学位の分野単位での評価を適切に行える体制を確保することを前提に、評価体制の具体は各評価機関に委ねるとともに、文部科学省においても大学関係者に対して幅広く協力を求めるなど、必要な支援を検討すべきである。

○ また、これまでの認証評価においては、高等教育機関の教員のみならず、産業界関係者や高校関係者も一部参画してきた。社会の視点を幅広く反映して高等教育の質を評価していくためには、これら関係者にも評価作業に一層参画してもらうことを促進していくことが必要である。また、国際的な事例も参考に、学生代表者が評価手続に参画すること、また、そのために必要な素養・理念の共有や研修を行うことも今後検討していく

¹⁵ 「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」（平成15年文部科学省告示第39号）に基づく学位の分野である。学部等の届出設置の要件として、学位の分野の変更を伴わないこととされている。届出設置が可能かどうか（認可の要否）を判断する基準として定められている。

べきである。

○ 「新たな評価」の主体としては、高等教育の質の保証と向上に向けて、大学全体の評価と学部等の「教育の質」の評価を担う十分な体制等を備えた機関にその役割を担ってもらうことを期待している。また医学教育の充実・向上を図ることを目的に、医学教育の質を国際的見地から保証する役割を担ってきた日本医学教育評価機構（JACME）をはじめとして、特定の学位の「教育の質」を担保するべく取り組んできた機関も存在することからこの「新たな評価」を実施する際には、これまで実績がある機関の知見や経験を活用していくべきである。

○ そのため大学全体の評価及び学部等の段階別評価を総合的に担う機関（総合評価機関）だけではなく、特定の分野を専門的に評価する機関（特定分野評価機関）を国が認証し、特定分野評価機関の評価を受審した学部等については、特定分野評価機関の評価結果を以て総合評価機関の当該学部等の評価を代替することができるようにするなど、「新たな評価」制度を担ってもらうべきである。

その際、国は、総合評価機関、特定分野評価機関が「新たな評価」制度を遂行するに当たり、それぞれの役割に応じた評価を行うために必要な体制を備えているか、また、大学評価基準及び評価方法が国の示す基準・項目等と整合しているかなどについて、厳格に審査すべきである。

○ また、

- ・複数の評価機関が存在し、その評価の基準や観点が必ずしも一致しないことから評価への公平性という観点で課題があるのではないか
- ・評価機関ごとに評価手法が異なることで、効果的・効率的で優れた評価手法が十分に共有・実践されていないのではないか
- ・第三者評価である認証評価を通じて各高等教育機関の活動を社会へ明らかにして理解を得るといった役割が必ずしも十分に果たせていないのではないか

という指摘がある。

○ したがって、今回の「新たな評価」制度においては、前述したように質保証の評価基準・項目はすべての評価機関同一であるよう調整するとともに、評価員等の評価体制の在り方や教育成果の例及び段階の判定基準等についても、実績がある機関の知見等を参考にしつつ、これまでの質保証の実績を損なうことがないよう調整を行うことが求められる。そのため、評価の公平性をより担保できるよう、評価機関間での評価に当たり基準に照らした判断例や提出を求める資料等のばらつきをなくするための調整組織及び同組織の役割について明確化すべきである。

また、評価員に対する研修の共通化等、評価を実施するに当たり共通化できる業務がある場合には、同組織で調整のうえ実施する。

(2) 評価主体の質の確保：認証評価機関に対する定期的な確認

- 現在の認証評価機関は、評価の質の信頼性を高めるため、自己点検・評価を定期的に行い、その結果を公表している¹⁶。
- 「新たな評価」制度は、評価機関が、高等教育機関として求められる教育環境水準や教学に係るシステムなど内部質保証システムの確認を基盤とし、高等教育機関の中核たる「教育の質」の評価をすることになるが、その評価結果を通じて、高等教育機関の教育活動を社会に問うていくことを踏まえれば、これまで以上に評価機関の評価の質の信頼性を高めていかなければならない。このことから、評価機関自身が自己点検・評価を実施していくことが必要であるとともに、評価機関に対して認証を与えた文部科学大臣も評価が適正に行われ、評価機関として適格があるかを確認するシステムを設けていくべきである。

¹⁶ 細目省令第2条第4号に基づき、認証評価機関として各認証評価事業について定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を公表している。

5. 評価結果の公表・活用【評価結果をどのように公表・活用するか】

(1) 評価結果の公表

- 全ての学修者が自らの可能性の伸長を実感できる高等教育改革を実現するために、各高等教育機関が「教育の質」の向上に向けた取組をさらに加速させる必要がある。そのためには、第三者評価を通じて高等教育機関において学生の成長に資する取組が行われていることを明らかにするとともに、社会が理解を深め、支持を得ていくことがこれまで以上に必要である。

この点、前述したように評価に関するデータプラットフォームを設けることとしており、評価結果についても同プラットフォームにおいて一元的に公表する。その際、学生等が必要な情報に到達しやすくするために様々な要素でソート・検索できるような機能をもたせるべきである。

また、公表内容のフォーマットに統一性を持たせるとともに、評価結果及びそのように判断した評価の具体的内容を記載することとするが、情報の受け手である学生等がアクセスしやすいように評価の具体的内容についてはポイントをわかりやすく示すようにする。

なお、学科等ごとに特定分野評価機関による評価を受審した場合には、学科等ごとの評価結果もあわせて公表することとする。

併せて、学生の進路選択等にも活用しやすくするために、情報公表推進の観点から、学部等に関する基本的な情報、例えば、所在地、授与される学位、養成する人材像、ディプロマ・ポリシー等を付記することが望ましい。

- ただし、「新たな評価」結果を公表する際には、各高等教育機関の個性・特色の明確化を図り、その多様性を明らかにするよう配慮することも必要である。
- また、「知の総和答申」では、情報公表に関し、設置者別ではない新たなデータプラットフォーム（Univ-map（ユニマップ）（仮称））の構築が提言されており¹⁷、「新たな評価」結果以外の情報公表事項と併せて公表することを検討する。

(2) 評価結果の活用の在り方

- 前述のとおり、「新たな評価」に当たっては、評価の公平性を担保するため、細目省令において必要な項目の明確化を図るとともに、評価の観点・視点等のばらつきを調整する組織を法的に位置づけることとする。各高等教育機関の改善努力を後押しできるよう、評価結果を、資源配分等の国の政策に活用することも検討する。

¹⁷ 「知の総和答申」では、「大学ポートレートで培ってきた実践や知見を生かしつつ、単純な数値に限らず高等教育機関を横断的に比較する観点から、設置者別ではない新たなデータプラットフォーム（Univ-map（ユニマップ）（仮称））を構築し、情報公表を更に進めることが必要である。」と提言されている。

○ また、良好な評価結果を受けた各高等教育機関への受審期間の延長や次回の評価における評価項目の軽減など評価手続の簡素化については、「新たな評価」制度の実情を鑑み引き続き検討する。

○ 「質保証の視点」で示した基準・項目は法令等で求められる水準をもとにしていることから、学部等の評価において質保証の視点で示した基準・項目を満たさない場合は「要改善」として判断することになるが、要改善学部の場合、法令で求められる水準に達していないおそれがあることから、確実な改善が行われるよう、文部科学省でペナルティを含めたその後の対応を検討すべきである。

現在の認証評価においても、「不適合」の大学は適合認定を受けるべく、再度評価を受審することができるが、この点、「新たな評価」においても、要改善大学は早期に自律的な改善を図った上で再度評価を受審することが求められる。その上で、文部科学省は改善状況を聴取し、改善の取組がなされていない、不十分である又は改善の見通しが無い場合は法令上の厳しい措置を講じていくべきである。

○ なお、現在の認証評価制度においても「不適合」の判定を受けている大学等は存在し、文部科学省は当該大学の教育研究等の状況について報告又は資料の提出を求め、改善を行った上で再度評価を受審するよう促しているが、「不適合」の状態が続いている大学等があるのも現状である。

現行制度において「不適合」の判定を受けていることは、高等教育機関としての運営・教育に関し重大な課題を抱えていることを示すものであり、高等教育の質の保証の観点から厳格に対応すべきである。

また、「不適合」の状態が継続する大学等を放置することは、現在の認証評価制度のみならず「新たな評価」制度に対する社会からの信頼が揺らぎかねないため、当該大学はまず学内の諸課題の解消及び学内体制の充実に優先的に取り組むべきであり、文部科学省においては、例えば、その解消が確認されるまでの間は、新たな学部新設等の認可を行わないなど、現行制度においても厳格な対応を直ちに措置することが求められる。

6. 持続可能な高等教育の評価への転換

- 1990年後半以降、行政・企業・教育などあらゆる分野で、意思決定の根拠や成果を利害関係者（ステークホルダー）へ明確に説明し、社会から信頼を得ることが求められてきたところである。この点、大学をはじめとした高等教育に関しては、2002年の中央教育審議会の答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」において、我が国の行政システム全体が国による事前規制型から事後チェック型へ移行する方向にある中、設置認可制度を見直し、国の関与は謙抑的としつつ、設置後も含めて官民のシステム全体で大学の質を保証していく必要がある、といった認識を示し、「認証評価制度」の導入を提言したところである。また、その後も国立大学法人化など、高等教育の透明性と信頼が求められる法整備や組織改革が進められてきたところである。
- それぞれの評価制度はその趣旨は異なっており、いわゆる「評価疲れ」解消のために近年取組を進めてきているところであるが、高等教育機関側・評価機関側の双方で「徒労感」やそれが原因による「負担感」が生じているとの指摘は現時点でも強く、本来高等教育機関として期待される教育と研究に注力すべき時間を制約することになっては、本末転倒である。
- 今回「新たな評価」制度を構築にするに当たり、学位の分野を踏まえた学部等の「教育の質」を評価するという真に必要な目的を達成することと併せて、高等教育で求められている教育に係る評価全般についても見直すべきである。
- 具体的には、
 - ・ 現行の機関別認証評価と分野別認証評価については、「新たな評価」では大学全体の評価と学部等ごとの段階別評価を一元的に行うことになることから、その統合を図る。
 - ・ 国立大学法人評価における教育に関する現況分析は「新たな評価」と類似する要素も多く、重複の解消を図る。よう進めていくべきである。
- また、「新たな評価」を行う際には、各高等教育機関で行われている自己点検評価書と根拠資料を基本的な大学からの提出書類とし、質保証の水準に疑義がある場合や評価結果を判断するための必要不可欠な場合を除き、評価を受審するための追加的な資料を提出させない、若しくは既存の資料の提出をもって代えるような配慮をしていくべきである。そのためには、当然ながら「新たな評価」を見据えた定期的な自己点検・評価活動が引き続き重要となる。

具体的な評価基準・項目・評価の視点・判断例（素案）

※ 4 年制大学の学部を想定したモデル

質保証の視点

評価の基本的な方針 I.

明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表

<評価基準①>

大学の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」を適切に定め、社会にわかりやすく掲げていること

<評価項目>

- a. 大学の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」が適切に定められ、示されていること

【根拠資料例】

- 大学・学部等の理念と「養成する人材像」を記載した学則及び HP での公表を示す資料
 - 産学連携協議会議事録、外部評価委員会報告書、自治体との連携協定書等の養成する人材像が社会・地域ニーズを踏まえていることがわかる資料等
 - 全国学生調査
- ※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

学教法第 83 条、学教法施行規則第 172 条の 2、大学設置基準第 2 条、認可基準告示第 1 条第 1 項第 2 号

質保証の視点

- 「養成する人材像」が、大学・学部等の理念や社会・地域のニーズ等を踏まえたものになっており、学生・教職員の間で共有され、社会に対して発信されているか。

【判断例】

- 学部等ごとに、人材の養成に関する目的が学則等に定められていないなど、「養成する人材像」が示されていない。
- 「養成する人材像」が、大学等が担うべき法令上の目的・役割に照らして、整合性のあるものとなっていない。
 - ※ 例えば、「養成する人材像」が深く専門の学芸を教授し知的・道徳的及び応用的能力を展開させる大学の教育目的と整合しない場合。
- 「養成する人材像」が大学の理念や社会・地域のニーズ等を踏まえたものになっていない。
 - ※ 例えば、「養成する人材像」が社会や地域ニーズを踏まえたものになっているとの根拠が示せない場合。

評価の基本的な方針 I.

明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表

<評価基準②>

「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力を「卒業認定・学位授与の方針」(DP)において示していること

<評価項目>

- a. 「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力が「卒業認定・学位授与の方針」(DP)で示されていること

【根拠資料例】

- 学部等の DP を示している学則もしくは公表を示す資料
※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

施行規則第 165 条の 2

質保証の視点

- 掲げている「養成する人材像」と DP との関連が示され、DP が分野別参照基準や国際基準、学士力やジェネリックスキルに関する国際基準などを踏まえたものになっているか。

【判断例】

- 「養成する人材像」に照らし必要かつ学位にふさわしい資質・能力が DP に掲げられていない。
※ 「学位にふさわしい」か否か判断する際は、例えば、分野別参照基準や国際基準、学士力やジェネリックスキルなどを踏まえているか確認する。

評価の基本的な方針Ⅱ.

「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための
教育課程・教育環境体制

＜評価基準①＞

「教育課程編成・実施の方針」(CP)に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること

＜評価項目＞

- a. 「卒業認定・学位授与の方針」(DP)と整合性がある「教育課程編成・実施の方針」(CP)が策定されていること

【根拠資料例】

- CPを示す資料
 - DPとCPの関係性を示す資料
- ※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

施行規則第165条の2、施行規則第172条の2

質保証の視点

- DPと整合性があるCPが定められているか。

【判断例】

- DPと整合性のあるCPが策定されていない。

評価の基本的な方針Ⅱ.

「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための
教育課程・教育環境体制

<評価基準①>

「教育課程編成・実施の方針」(CP)に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること

<評価項目>

- b. 「教育課程編成・実施の方針」(CP)と「卒業認定・学位授与の方針」(DP)に基づく学修成果の評価を多面的に行う考え方が策定されていること

【根拠資料例】

- DPに基づいたアセスメントプラン
※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

なし

質保証の視点

- 教育の成果を点検・評価するための学修成果の評価を多面的に行う考え方が策定されているか。

【判断例】

- 教育の成果を点検・評価するための学修成果の評価を多面的に行う考え方が策定されていない。

評価の基本的な方針Ⅱ.

「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための
教育課程・教育環境体制

＜評価基準①＞

「教育課程編成・実施の方針」(GP)に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること

＜評価項目＞

- c. 「教育課程編成・実施の方針」(GP)に則して教育課程が体系的に編成され、ふさわしい授業科目を開設していること

【根拠資料例】

- シラバス
- 履修要項
- シラバスを確認するための組織体制等を示す資料
- カリキュラムツリー、カリキュラムマップなど体系的な教育課程編成等を示す資料
- 全国学生調査

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第 19 条～第 25 条、施行規則第 172 条の 2

質保証の視点

- CP に照らして教育課程が体系的に編成されているか。
- 教育課程を編成するための責任と権限を持った決定機関があるか。
- シラバス等を通じて「授業科目」「授業の方法・内容」「年間の授業計画」が明示されているか。
- 学位にふさわしい授業科目が開設されているか。
- 授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、単位数が適切に定められているか。

【判断例】

- 「養成する人材像」や DP・CP を実現するために十分な教育課程が体系的に編成されていない。
 - ※ 体系性の判断例
 - ・ 教育課程の編成に当たって、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮がなされていない。
 - ・ 「主要授業科目」が、学生に学位を取得させるに当たって、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力を育成するために必要な科目であって、当該授業科目と DP・CP との関係性を踏まえたものとなっていない。
 - ・ 必修科目、選択科目及び自由科目の位置付けが勘案されていない。
 - ・ 大学の教育上の目的に沿って、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、各年次に適切に担当していない。
 - ・ 「養成する人材像」に対応した履修モデルが示されていない。
- 個別の科目の内容が、大学の教育としてふさわしい内容・水準となっていない。
 - ※ 卒業要件単位に算入することが認められないものの例（卒業要件単位に算入しない科目として開講することは可能）
 - ・ 授業内容がリメディアル教育、資格試験対策、ビジネスマナーや就職対策等に終始しているもの
 - ・ 情報リテラシーで単にワープロソフトの操作を学ぶ等の水準に終始しているもの
- 明らかに授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮しておらず、単位数を適切に定めていない。
- 授業が講義、演習、実験、実習・実技のいずれか又は併用により適切な授業方法が行われていない。
- メディア授業を実施する場合、具体的な実施方法等が提示され、面接授業に相当する教育効果を有するものである内容となっていない。
- 設定されている授業科目を實踐する上で適切な学生数となっていない。

評価の基本的な方針Ⅱ.

「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための
教育課程・教育環境体制

<評価基準①>

「教育課程編成・実施の方針」(CP)に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備しているか

<評価項目>

- d. 授業を担当するにふさわしい資質・能力を有している教員及び指導補助者が授業担当として配置されていること

【根拠資料例】

- 教育研究組織の構成・教員選抜方針を示す資料
- 教員データ（氏名、年齢、保有学位、直近の研究業績若しくは実務経験等）
- 授業科目の担当教員表

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第7条～第10条、第12条～17条

質保証の視点

- 研究業績や教育実績等に照らしてふさわしい資質・能力を有している教員等が配置されているか。

【判断例】

- 教員数が大学設置基準を満たしていない。
- 学部等の規模や授与する学位の種類・分野に応じ必要な教員及び事務職員等が配置されていない。
- 教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮されていない。
- 演習、実験、実習・実技を伴う授業科目について、助手を配置するなど、指導体制が配慮されていない。
- 授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者が授業の一部を分担する場合、十分な教育効果を上げられることについて、合理的な説明がなされていない。
- 教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等の相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制が確保されておらず、教育研究に係る責任の所在を明確にしていない。
- 教育研究上の責任体制、管理運営への参画、勤務形態（・処遇等）において、基幹教員（又は専任教員）の位置付けを明確にしていない。
- 実務家教員について、当該分野の実務経験を有する者で構成され、保有資格、実務の業績、実務を離れてからの期間等を踏まえて、十分な実務能力を有した者であることが説明されていない。

評価の基本的な方針Ⅱ.

「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための
教育課程・教育環境体制

＜評価基準①＞

「教育課程編成・実施の方針」(GP)に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備しているか

＜評価項目＞

- e. 「教育課程編成・実施の方針」(GP)に照らして、必要な資質・能力を測るために「入学者受入れの方針」(AP)が適確に定められ、入学者選抜方法が明確に示されていること

【根拠資料例】

- APを示す資料
- 入学者選抜方法を示す資料

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

施行規則第165条の2、施行規則第172条の2、大学設置基準第2条の2

質保証の視点

- 適確なAPが定められ、それに沿った入学者選抜方法が示されているか。

【判断例】

- 適確なAPが定められていない。
- APは定められているが、それに沿った入学者選抜方法になっていない。
- APは定められているが、入学者選抜方法が明確になっていない。
- 「養成する人材像」とAPが整合性をもって説明されていない。

評価の基本的な方針Ⅱ.

「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための 教育課程・教育環境体制

＜評価基準②＞

施設、設備、学生支援体制など教育環境・体制を整備しているか

＜評価項目＞

- a. 学修支援に関する大学としての方針に基づき、学修支援に必要な情報を学生が確認できていること

【根拠資料例】

- 学修支援に関する大学の基本方針
- 学修支援体制組織図及び関連規程などの学修支援体制を示す資料
- 修学、進路選択、心身の健康等に係る支援に関する情報公表を示す資料
- 全国学生調査

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

施行規則第 172 条の 2

質保証の視点

- 学修支援に関する適確な方針・体制があり、留学生や障害のある学生など個々のニーズに合った情報提示が行われているか。

【判断例】

- 教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に関する指導等に取り組んでおらず、また、そのための体制を整えていない。また、その体制等について学生への情報提示が行われていない。
- 修学、進路選択、心身の健康等に係る支援に関する情報を適切に公表していない。

評価の基本的な方針Ⅱ.

「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための
教育課程・教育環境体制

<評価基準②>

施設、設備、学生支援体制など教育環境・体制を整備しているか

<評価項目>

b. 学修環境が整備されているとともに、必要な情報を学生が確認できていること

【根拠資料例】

- 校地・校舎等の面積
 - 設置基準上必要とされている施設等の整備状況
 - 教育環境の情報公表をしていることを示す資料
 - ラーニングコモンズ等の自主学習スペースなどの設置状況
 - ラーニングコモンズ等の自主学習スペースの活用状況報告書
 - ICT利用のための方針
- ※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第 34 条～第 40 条の 3、施行規則第 172 条の 2

質保証の視点

- 校地・校舎等面積の基準を満たし、基準上必要な施設設備を備え、ラーニングコモンズ等の自主学習スペースなど学生の学修のために必要なスペース等の確保が十分か。

【判断例】

- 校地・校舎等の面積が大学設置基準を満たしていない。
- 基準上必要な施設設備が備えられていない。
- 校地・校舎等の施設及び設備などの教育環境に関する情報を公表していない。
- 学生との個別面談・指導のためのスペースや学生が休息、交流できるスペースが十分でない。

評価の基本的な方針Ⅲ.

学生の学修成果の適切な把握と評価

<評価基準①>

「卒業認定・学位授与の方針」(DP)に沿って厳格な学位授与を行うために、学生の学修成果について適切に把握と評価を行っているか

<評価項目>

a. 卒業の基準、判定方法、体制等を明らかにしていること

【根拠資料例】

- 学則など卒業の基準や判定方法・体制を示す資料
※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第 25 条の 2、第 32 条、施行規則第 172 条の 2

質保証の視点

- 卒業の基準や判定方法・体制が明らかで、その内容等が十分か。
- 学生に対して、授業の方法・内容、1年間の授業の計画をあらかじめ明示することとなっているか。

【判断例】

- 卒業の基準や判定方法・体制が明らかでない。
- 124 単位以上修得することなどの卒業に関する法令上の要件を満たしていない。

評価の基本的な方針Ⅲ.

学生の学修成果の適切な把握と評価

<評価基準①>

「卒業認定・学位授与の方針」(DP)に沿って厳格な学位授与を行うために、学生の学修成果について適切に把握と評価を行っているか

<評価項目>

b. 授業の単位認定が適切に行われていること

【根拠資料例】

- 学修成果に係る基準・判定方法・体制等を明らかにした資料
- 学修成果に係る評価に当たっての基準の公表を示す資料
- 既修得単位の認定状況に関する資料
- 科目ごとの成績分布
- 科目ごとの履修者数
- 適切な単位認定を行うための体制を示す資料
- 事前事後学習や適確な単位認定がされていることを大学が確認した結果を示す資料
- 異議申し立て制度など評価の透明性確保を示す資料
- 全国学生調査

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第 21 条～第 23 条、第 25 条の 2、第 27 条～第 30 条、施行規則第 172 条の 2

質保証の視点

単位認定が適切に行われているか。

【判断例】

- 1年間の授業期間が、35週確保されていない。
- 各授業科目の授業が、十分な教育効果を上げることができるような8週、10週、15週その他の大学が定める適切な期間が設定されていない。
- 単位互換を行う場合、他の大学において履修した授業科目について、60単位を超えない範囲とされていない。
- 成績評価基準に従って厳格な成績評価が行われていない。
- 授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業を1単位としておらず、単位数を適切に定めていない。

評価の基本的な方針Ⅲ.

学生の学修成果の適切な把握と評価

<評価基準①>

「卒業認定・学位授与の方針」(DP)に沿って厳格な学位授与を行うために、学生の学修成果について適切に把握と評価を行っているか

<評価項目>

c. 卒業時の「卒業認定・学位授与の方針」(DP)の到達度に関して、「何を学び、身に付けることができたのか」を多面的な方法により把握し、評価していること

【根拠資料例】

- DPの到達度を把握・評価していることを示す資料
※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第25条の2

質保証の視点

DPの到達度を把握するために適確な直接評価と間接評価を実施しているか。

【判断例】

- 学修の成果・学位論文に係る評価、卒業の認定に当たって、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示し、当該基準に従って適切に行う仕組みとなっていない。
- 成績評価の基準・方法について、学部等全体としての基本方針を踏まえ適切に設定されていない。
- DPの到達度を把握するための適確な直接評価と間接評価を実施していない。

評価の基本的な方針Ⅲ.

学生の学修成果の適切な把握と評価

<評価基準②>

在学中の学修成果の結果が、大学・学部の掲げる「養成する人材像」につながっているか

<評価項目>

- a. 「養成する人材像」を実現するために必要な「卒業認定・学位授与の方針」(DP) に示されている資質・能力を身に付けた学生を社会等に輩出できていることを明らかにし、社会に示していること

【根拠資料例】

- 卒業者数
 - 就職率・進学率データ
 - 卒業生や雇用先のアンケート調査やヒアリング調査結果
- ※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

施行規則第 172 条の 2

質保証の視点

- 「養成する人材像」や DP に見合う人材を育成し、社会に対して輩出できているという明確なデータや根拠を示しているか。

【判断例】

- 「養成する人材像」や DP に見合う人材を育成し、社会に対して輩出できていることを示す卒業者数、進学者数、就職状況を把握できておらず、適確に社会に示されていない。

評価の基本的な方針Ⅳ.

学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善

<評価基準①>

学修成果の可視化によって得られた結果を、教育改善に活用しているか

<評価項目>

a. 教育改善のための体制が構築されていること

【根拠資料例】

- 教育改善のための体制に係る説明図（規程・体制図など）
 - 受審単位ごとの自己点検・評価報告書
 - 授業内容及び方法の改善を図るための研修を実施する仕組みを示す資料
 - 教員及び事務職員の必要な能力及び資質を向上させるための研修機会の提供を示す資料
- ※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第1条第3項、細目省令第1条第2項第1号ト及び同項第2号

質保証の視点

教育改善を図るための体制があり、運用されているか。

【判断例】

- 教育改善に係る規程や体制が整っていない。
- 教育改善に係る規程や体制はあるが、規程どおりに運用されていない。
- 教育改善に係る規程や体制があり、規程どおりに運用されているが、客観的なデータ等を用いて運用されてない。
- 受審単位ごとでの自己点検・評価の実施に努めていない。
- 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとなっていない。
- 大学等の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員に必要な知識・技能を修得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けることその他必要な取組を行うこととしていない。
- 授業の一部を分担する指導補助者（教員を除く。）がいる場合、当該補助者に対し必要な研修を行うこととしていない。

評価の基本的な方針Ⅳ.

学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善

<評価基準①>

学修成果の可視化によって得られた結果を、教育改善に活用しているか

<評価項目>

- b. 様々なステークホルダーの意見を通じて定期的に点検・評価し、改善・向上を図っていること

【根拠資料例】

- 学修成果の把握・評価した結果を教育改善に活かしている自己点検・評価報告書
 - 自己点検・評価結果に基づく改善計画
 - 地域、産業界、教職員、学生などのステークホルダーからの意見を聴取し、それを踏まえて定期的に点検・評価していることを示す資料
- ※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

なし

質保証の視点

- 地域・社会のニーズを把握するために適格なステークホルダーからの意見を聞いて、改善・向上を図っているか。

【判断例】

- ステークホルダーからの意見を聞いていない。
- 自己点検・評価を実施していない。
- 自己点検・評価の結果に基づいた改善・向上が行われていない。

質向上の視点

質向上の視点

□ 教育活動を通じて教育成果を明確に挙げているか。

教育成果…「卒業認定・学位授与の方針」に定める資質・能力を備えた学生を育成できていること

【判断のポイント】

①教育活動の取組状況

- 評価の基本的な方針 I～IVに示す取組状況等を基に判断。

②教育成果

- 教育成果を挙げていることの説明を基に判断。

(教育成果を示す根拠例)

- ・ 多面的な直接評価（授業科目の試験、成績管理、ルーブリック、eポートフォリオ、アセスメントテスト、など）の結果
- ・ 多面的な間接評価（全国学生調査、振り返りシート、ルーブリックの自己評価、など）の結果
- ・ 社会での活躍を示すデータ（就職先への調査、卒業後調査、地域内進学率、など）

※ 「評価の基本的な方針」を踏まえた優れた取組の例

(明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表に係る取組例)

- ・ 社会・地域のニーズの把握に向けた体系的・継続的な調査や産業界・自治体・卒業生等のステークホルダーとの意見交換を実施し、「養成する人材像」を定期的に見直し・再定義を行っている。
- ・ 「養成する人材像」との整合性を踏まえ、DPの見直し・改善に取り組んでいる。
- ・ DPに掲げられる資質・能力について、アセスメントに耐えうる具体性をもって定められている。
- ・ 「養成する人材像」やDPについて学生が理解し、学修計画に結び付けるような取組を行っている。

(「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための教育課程・教育環境体制の整備に係る取組例)

- ・ 直接評価と間接評価を組み合わせた多面的な評価を盛り込むなど優れたアセスメントプランを策定している。
- ・ 教育課程全体が体系的に設計され、学修を段階的に深化させる構造が整備されるなど、学修者本位の教育課程となるよう高いレベルの創意工夫が行われている。
- ・ DPと授業科目との対応関係が学生にわかりやすい形で体系的に示されている。
- ・ 学修上の支援を必要とする学生を早期に把握し、個別相談・補習・学習支援プログラム等を効果的に行うための実施体制が整備されている。

(学生の学修成果の適切な把握と評価に係る取組例)

- ・ 大学の理念や専門分野の特色を踏まえ、学位授与の質保証と透明性を一層高めるための独自の工夫や先進的な取組を行っている。
- ・ DP の到達度に当たり、直接評価（授業評価、卒業研究等の評価、主要授業科目の試験等）を中心としつつ、間接評価（学生アンケート等の自己評価等）を活用するなど多面的かつ精緻な学修成果の把握や評価が行われている。
- ・ 卒業生や雇用先の調査、キャリア追跡等を活用し、卒業後の活躍状況や社会的評価を詳細に把握している。

（学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善に係る取組例）

- ・ 内部質保証システムにおいて、学生や学生団体が参画し、積極的かつ効果的に意見・評価・提案を受け入れ、反映する体制が構築されている。
- ・ 地域社会、産業界、自治体、卒業生、外部有識者等からの積極的かつ効果的に意見・評価・提案を受け入れ、反映する体制が構築されている。
- ・ 学修成果の可視化により得られた結果を、組織的・継続的に分析し、教育課程や授業改善、修学支援等の具体的改善に的確に活用し、独自の工夫や先進的な取組が行われている。